

## 議案第35号

取手市手数料条例及び取手市印鑑条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）及び取手市印鑑条例（平成3年条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年6月9日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

個人番号カードを用いてコンビニエンスストアで各種証明書（住民票の写し・印鑑登録証明書・課税証明書・非課税証明書・所得証明書）の交付を開始することに伴い、コンビニエンスストア及び自動交付機による交付に係る住民票の写しの交付手数料及び印鑑登録証明書の交付申請に関する規定を整備するとともに、戸籍の附票の写しの交付に係る手数料を明確化するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例及び取手市印鑑条例の一部を改正する条例

(取手市手数料条例の一部改正)

第1条 取手市手数料条例(平成11年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 (対応する改正後の欄はこの欄の次に記載)		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(8)まで (略)	(略)	(略)
(9) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項並びに第12条の3第1項, 第2項及び第8項の規定による住民票の写しの交付	住民票の写しの交付手数料	<u>個人のもの及び5人以下の世帯のもの 1件 200円</u> <u>6人以上の世帯のもの 1件 300円</u>
(10)から(13)まで (略)	(略)	(略)
<u>(14)から(109)まで</u> (略)	(略)	(略)

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(8)まで (略)	(略)	(略)
(9) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項並びに第12条の3第1項, 第2項及び第8項の規定による住民票の写しの交付	住民票の写しの交付手数料	<u>ア 窓口で交付するもの 次の(ア)及び(イ)に掲げる区分に応じ, それぞれ当該(ア)及び(イ)に定める額</u> <u>(ア) 個人のもの及び5人以下の世帯のもの 1件 200円</u> <u>(イ) 6人以上の世帯のもの 1件 300円</u> <u>イ 自動交付機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された市が設置する端末機で, 利用者自らが必要な操作を行うことにより, 住民票の写し等を自動的に交付する機</u>

		<u>能を有するものをいう。以下同じ。)</u> 及び多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動交付機に類する機能を有するものをいう。)により交付するもの 1件 200円
(10)から(13)まで (略)	(略)	(略)
<u>(14) 住民基本台帳法第20条第3項及び第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付</u>	<u>戸籍の附票の写しの交付手数料</u>	<u>1件 200円</u>
<u>(15)から(110)まで</u> (略)	(略)	(略)

(取手市印鑑条例の一部改正)

第2条 取手市印鑑条例(平成3年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを使用して自ら暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p> <p><u>(1) 自動交付機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された市が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)</u>により交付を受ける場合 <u>印鑑登録証</u></p> <p><u>(2) 多機能端末機(市の電子計算機と</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機に、印鑑登録証を使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p>

電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動交付機に類する機能を有するものをいう。)により交付を受ける場合 個人番号カード

(印鑑登録証の暗証番号の登録)

第14条 第12条第3項の規定により印鑑登録証を使用して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けようとする者は、あらかじめ自ら市長に暗証番号の登録の申請をしなければならない。

2 (略)

(個人番号カードの暗証番号の設定)

第17条 第12条第3項の規定による個人番号カードを使用した印鑑登録証明書の交付申請に係る暗証番号の設定は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に定めるところによる。

第18条から第21条まで (略)

(暗証番号の登録)

第14条 第12条第3項の規定により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けようとする者は、あらかじめ自ら市長に暗証番号の登録の申請をしなければならない。

2 (略)

第17条から第20条まで (略)

付 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

## 議案第36号

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年6月9日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

取手市医療福祉費支給に関する条例及び取手市ぬくもり医療支援事業に関する条例による医療費の助成に関する事務について、特定個人情報（個人番号を含む情報）を利用する事務として定めるとともに、当該特定個人情報について庁内において情報連携を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、<u>次に掲げる事務とする。</u></p> <p>(1) <u>別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務</u></p> <p>(2) <u>別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務</u></p> <p>(3) <u>市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務</u></p> <p><u>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u></p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、<u>市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</u></p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u></p>

付則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	取手市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第33号）及び取手市ぬくもり医療支援事業に関する条例（平成17年条例第116号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	取手市医療福祉費支給に関する条例及び取手市ぬくもり医療支援事業に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>

	<p>(7) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
--	--

付 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。



## 議案第37号

取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年6月9日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する厚生労働省令（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）が改正されたことを踏まえ、本市においても当該省令基準を参酌して同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(運営規程)</p> <p>第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程(以下この節において「<u>運営規程</u>」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(10)まで (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程(以下この節において「<u>運営規程</u>」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(10)まで (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従</p>

事することができる。			事することができる。		
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	(略)	(略)	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	(略)	(略)
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所</u> 、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師
7から13まで (略)			7から13まで (略)		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第38号

取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年6月9日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営等に関する厚生労働省令（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）が改正されたことを踏まえ、本市においても当該省令基準を参酌して同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(従業者の員数等) 第45条 (略) 2から5まで (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。			(従業者の員数等) 第45条 (略) 2から5まで (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。		
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	(略)	(略)	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	(略)	(略)
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着</u>	看護師又は准看護師	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対	看護師又は准看護師

	<p>型通所介護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	
<p>7 から 13 まで (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 87 条 第 12 条，第 13 条，第 15 条，第 16 条，第 24 条，第 25 条，第 27 条，第 32 条から第 35 条まで，第 37 条，第 38 条(第 4 項を除く。)，第 39 条，第 40 条(第 5 項を除く。)，第 57 条，第 60 条及び第 62 条の規定は，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において，第 12 条第 1 項中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 81 条に規定する重要事項に関する規程」と，「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第 27 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と，第 33 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第 40 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と，「6 か月」とあるのは「2 か月」と，第 57 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第 60 条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>		<p>7 から 13 まで (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 87 条 第 12 条，第 13 条，第 15 条，第 16 条，第 24 条，第 25 条，第 27 条，第 32 条から第 35 条まで，第 37 条，第 38 条(第 4 項を除く。)，第 39 条，第 40 条，第 57 条，第 60 条及び第 62 条の規定は，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において，第 12 条第 1 項中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 81 条に規定する重要事項に関する規程」と，「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第 27 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と，第 33 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第 40 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と，「6 か月」とあるのは「2 か月」と，第 57 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第 60 条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第39号

取手市立老人デイサービスセンターふれあいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立老人デイサービスセンターふれあいの郷の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第106号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年6月9日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

介護保険法が改正され、取手市立老人デイサービスセンターふれあいの郷において実施する事業が、介護予防・日常生活支援総合事業及び地域密着型通所介護に移行したことに伴い、利用対象者及び利用者負担額に係る規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。



取手市立老人デイサービスセンターふれあいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立老人デイサービスセンターふれあいの郷の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者)</p> <p>第5条 ふれあいの郷を<u>利用することができる者</u>は、<u>次の各号のいずれかに該当する者</u>とする。</p> <p>(1) 法第10条の4第1項第2号の措置に係る者</p> <p>(2) <u>次に掲げるサービスに係る費用の支給の対象となる者</u></p> <p>ア <u>介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第17項に規定する地域密着型通所介護に係る同法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費</u></p> <p>イ <u>介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に係る同法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる者の介護を行う者</u> (利用者負担額)</p> <p>第9条 老人デイサービスを利用する者は、<u>介護保険法第42条の2第2項第2号又は第115条の45の3第2項の規定により算定した費用の額を納付しな</u>け</p>	<p>(利用者)</p> <p>第5条 ふれあいの郷を<u>利用できる者</u>は、<u>次に掲げる者</u>とする。</p> <p>(1) 法第10条の4第1項第2号の措置に係る者又は<u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防通所介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる者の介護を行う者</u> (利用者負担額)</p> <p>第9条 老人デイサービスを利用する者は、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第4項又は第53条第2項の規定により算定した費用の額を納付しな</u>け</p>

<p>ればならない。 2及び3（略）</p>	<p>ればならない。 2及び3（略）</p>
----------------------------	----------------------------

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の取手市立老人デイサービスセンターふれあいの郷の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成28年3月31日において介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第2項に規定する要支援認定を受けていた被保険者については、当該要支援認定の有効期間（同法第33条第1項に規定する有効期間をいう。）の末日までの間に限り、新条例第5条第2号イ中「介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に係る同法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係る介護予防サービス費」と、第9条第1項中「第115条の45の3第2項」とあるのは「旧法第53条第2項第1号」と読み替えて、これらの規定を適用する。

## 議案第40号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月9日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

学校教育法等の一部が改正され、小中一貫教育を目的とした義務教育学校の区分が新たに設けられたことに伴い、関係する条例の規定を一括して整備するものです。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(取手市小堀の渡し運航条例の一部改正)

第1条 取手市小堀の渡し運航条例(平成12年条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(利用料金)</p> <p>第4条 利用料金は、次の表に掲げる額とし、乗船の際利用者から徴収するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">利用者</td> <td>中学生(<u>これに相当する者を含む。</u>)以上の者 1回の乗船につき100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自転車及び原動機付自転車</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、無料とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学生(<u>これに相当する者を含む。</u>)以下の者及び70歳以上の者</p> <p>(3)及び(4) (略)</p>	種別	利用料金	利用者	中学生( <u>これに相当する者を含む。</u> )以上の者 1回の乗船につき100円	自転車及び原動機付自転車	(略)	<p>(利用料金)</p> <p>第4条 利用料金は、次の表に掲げる額とし、乗船の際利用者から徴収するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">利用者</td> <td>中学生以上の者 1回の乗船につき100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自転車及び原動機付自転車</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、無料とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学生以下の者及び70歳以上の者</p> <p>(3)及び(4) (略)</p>	種別	利用料金	利用者	中学生以上の者 1回の乗船につき100円	自転車及び原動機付自転車	(略)
種別	利用料金												
利用者	中学生( <u>これに相当する者を含む。</u> )以上の者 1回の乗船につき100円												
自転車及び原動機付自転車	(略)												
種別	利用料金												
利用者	中学生以上の者 1回の乗船につき100円												
自転車及び原動機付自転車	(略)												

(取手市立藤代武道場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 取手市立藤代武道場の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第6条関係) 表 (略)	別表(第6条関係) 表 (略)

<p>備考</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人利用の場合における使用料については、小学生及び中学生<u>並びにこれらに相当する者</u>は半額とし、小学校就学前の乳幼児は無料とする。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p>	<p>備考</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人利用の場合における使用料については、小学生及び中学生は半額とし、小学校就学前の乳幼児は無料とする。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p>
--	---

(取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第9条, 第16条関係)			別表(第9条, 第16条関係)		
区分	使用料 (1人1回につき)	回数券 (11枚利用分)	区分	使用料 (1人1回につき)	回数券 (11枚利用分)
市内居住者の部 及び市外居住者の部	(略)	(略)	市内居住者の部 及び市外居住者の部	(略)	(略)
<u>小学生及びこれに相当する者</u>	(略)	(略)	小学生	(略)	(略)
未就学児	(略)	(略)	未就学児	(略)	(略)

(取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）

別表(第9条, 第16条関係)

取手市立かたらいの郷

研修室(A), 研修室(B), 清風の間及びクッキングサロンに係る使用料の表 (略)

施設の名称	区分		使用料 (1人1回につき)	回数券 (11枚利用分)
かたらいの間 ステージ 控室 娯楽室 つつじの湯 大利根の湯 リラクゼーションルーム	市内居住者	60歳以上の者 並びに障害者 及び付添人	(略)	(略)
		小学生	(略)	(略)
		未就学児の項 及び上記以外 の者の項	(略)	(略)
	市外居住者	60歳以上の者 並びに障害者 及び付添人	(略)	(略)
		小学生	(略)	(略)
		未就学児の項 及び上記以外 の者の項	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表(第9条, 第16条関係)

取手市立かたらいの郷

研修室(A), 研修室(B), 清風の間及びクッキングサロンに係る使用料の表 (略)

施設の名称	区分		使用料 (1人1回につき)	回数券 (11枚利用分)
かたらいの間 ステージ 控室 娯楽室 つつじの湯 大利根の湯 リラクゼーションルーム	市内居住者	60歳以上の者 並びに障害者 及び付添人	(略)	(略)
		小学生及びこれに相当する者	(略)	(略)
		未就学児の項 及び上記以外 の者の項	(略)	(略)

	市外居住者	60 歳以上の者 並びに障害者 及び付添人	(略)	(略)
		<u>小学生及びこ れに相当する 者</u>	(略)	(略)
		未就学児の項 及び上記以外 の者の項	(略)	(略)

(取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 5 条 取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)から(9)まで (略)</p> <p>4 及び 5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)から(9)まで (略)</p> <p>4 及び 5 (略)</p>

(取手市立取手ウェルネスプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 取手市立取手ウェルネスプラザの設置及び管理に関する条例(平成26年条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(キッズプレイルームの利用)</p> <p>第6条 キッズプレイルームを利用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 小学生(<u>これに相当する者を含む。</u>)以下の児童</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(キッズプレイルームの利用)</p> <p>第6条 キッズプレイルームを利用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 小学生以下の児童</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第41号

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第109号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年6月9日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

老朽化している久賀テニスコートを廃止し、収容台数が不足している周辺公共施設の駐車場に転用することにより行政財産の効率的な利用を図るとともに、学校教育法等の一部が改正され、小中一貫教育を目的とした義務教育学校の区分が新たに設けられたことに伴い、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取手市立取手グリーンスポーツセンターの項及び取手市立藤代スポーツセンターの項</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>取手市立高須体育館</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施設)</p> <p>第4条 体育施設には、それぞれ次の表に掲げる施設を設ける。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取手市立取手グリーンスポーツセンターの項及び取手市立藤代スポーツセンターの項</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>取手市立高須体育館</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、<u>第3条中「取手市教育委員会(以下「教育委員会」</u></p>	名称	位置	取手市立取手グリーンスポーツセンターの項及び取手市立藤代スポーツセンターの項	(略)	取手市立高須体育館	(略)	名称	施設	取手市立取手グリーンスポーツセンターの項及び取手市立藤代スポーツセンターの項	(略)	取手市立高須体育館	(略)	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取手市立取手グリーンスポーツセンターの項及び取手市立藤代スポーツセンターの項</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>取手市立久賀テニスコート</u></td> <td style="text-align: center;"><u>取手市 萱場967番地2</u></td> </tr> <tr> <td>取手市立高須体育館</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施設)</p> <p>第4条 体育施設には、それぞれ次の表に掲げる施設を設ける。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取手市立取手グリーンスポーツセンターの項及び取手市立藤代スポーツセンターの項</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>取手市立久賀テニスコート</u></td> <td style="text-align: center;"><u>テニスコート</u></td> </tr> <tr> <td>取手市立高須体育館</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、<u>第3条の規定中「取手市教育委員会」(以下「教</u></p>	名称	位置	取手市立取手グリーンスポーツセンターの項及び取手市立藤代スポーツセンターの項	(略)	<u>取手市立久賀テニスコート</u>	<u>取手市 萱場967番地2</u>	取手市立高須体育館	(略)	名称	施設	取手市立取手グリーンスポーツセンターの項及び取手市立藤代スポーツセンターの項	(略)	<u>取手市立久賀テニスコート</u>	<u>テニスコート</u>	取手市立高須体育館	(略)
名称	位置																												
取手市立取手グリーンスポーツセンターの項及び取手市立藤代スポーツセンターの項	(略)																												
取手市立高須体育館	(略)																												
名称	施設																												
取手市立取手グリーンスポーツセンターの項及び取手市立藤代スポーツセンターの項	(略)																												
取手市立高須体育館	(略)																												
名称	位置																												
取手市立取手グリーンスポーツセンターの項及び取手市立藤代スポーツセンターの項	(略)																												
<u>取手市立久賀テニスコート</u>	<u>取手市 萱場967番地2</u>																												
取手市立高須体育館	(略)																												
名称	施設																												
取手市立取手グリーンスポーツセンターの項及び取手市立藤代スポーツセンターの項	(略)																												
<u>取手市立久賀テニスコート</u>	<u>テニスコート</u>																												
取手市立高須体育館	(略)																												

という。)とあるのは「指定管理者」と、第5条から第8条まで、第13条、第14条、別表第2 取手グリーンスポーツセンターの表備考第3号及び第8号、藤代スポーツセンターの表第1号備考第7号、同表第3号備考第6号並びに同表第4号備考第7号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 及び 5 (略)

別表第1(第6条関係)

取手グリーンスポーツセンターの表及び藤代スポーツセンターの表 (略)

高須体育館の表 (略)

別表第2(第9条、第20条関係)

取手グリーンスポーツセンターの表 (略)

備考

(1)から(8)まで (略)

(9) この表において「小学生」とは小学校及びこれに相当する学校の児童をいい、「中学生」とは中学校及びこれに相当する学校の生徒をいう。

藤代スポーツセンター

(1) アリーナ及びレクリエーション室の表 (略)

備考

育委員会」という。)とあるのは「指定管理者」と、第5条から第8条まで、第13条、第14条、別表第2 取手グリーンスポーツセンターの項備考第3号及び第8号、藤代スポーツセンター及び取手市立久賀テニスコートの項第1号備考第7号、同項第3号備考第6号及び同項第4号備考第7号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 及び 5 (略)

別表第1(第6条関係)

取手グリーンスポーツセンターの表及び藤代スポーツセンターの表 (略)

久賀テニスコート

<u>施設</u>	<u>利用日</u>	<u>利用時間</u>
<u>テニスコート</u>	<u>藤代スポーツセンター総合体育館と同じ</u>	<u>午前9時から1時間毎として午後7時までとする</u>

高須体育館の表 (略)

別表第2(第9条、第20条関係)

取手グリーンスポーツセンターの表 (略)

備考

(1)から(8)まで (略)

藤代スポーツセンター及び取手市立久賀テニスコート

(1) アリーナ及びレクリエーション室の表 (略)

備考

(1)から(7)まで (略)

(8) この表において「小学生」とは小学校及びこれに相当する学校の児童をいい、「中学生」とは中学校及びこれに相当する学校の生徒をいう。

(2) 野球場の表 (略)

(3) 多目的グラウンドの表 (略)

備考

(1)から(6)まで (略)

(7) この表において「小学生」とは小学校及びこれに相当する学校の児童をいい、「中学生」とは中学校及びこれに相当する学校の生徒をいう。

(4) テニスコートの表 (略)

高須体育館の表 (略)

(1)から(7)まで (略)

(2) 野球場の表 (略)

(3) 多目的グラウンドの表 (略)

備考

(1)から(6)まで (略)

(4) テニスコートの表 (略)

高須体育館の表 (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第42号

### 取手市立高井小学校校舎・体育館大規模改造工事請負契約の締結について

取手市立高井小学校校舎・体育館大規模改造工事につき，次のとおり仮工事請負契約を締結したので，地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により，議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の対象 取手市立高井小学校校舎・体育館大規模改造工事
- 2 契約金額 金311,040,000円
- 3 契約の相手方 成島・中央特定建設工事共同企業体  
  
代表構成員 茨城県つくばみらい市板橋3101番地  
成島建設株式会社  
代表取締役 成島 高雄  
  
構成員 茨城県取手市戸頭九丁目1番27号  
中央建設株式会社  
代表取締役 高橋 俊二
- 4 契約方法 一般競争入札

平成28年6月9日提出

取手市長 藤井 信吾

## 契約についての説明資料

- 1 工事名称 取手市立高井小学校校舎・体育館大規模改造工事
- 2 工事場所 取手市ゆめみ野三丁目22番地1
- 3 工事概要 昭和57年に建築され、老朽化が著しい高井小学校の校舎棟及び体育館について、学校環境の充実を図るため、大規模改造工事を行うものです。
  - (1) 校舎棟改造
    - ア 校舎改造 (RC造 3階 3,970㎡)
      - ・外部改修 屋根・煙突・昇降口扉の改修, 外壁塗装
      - ・内部改修 共用部分の天井・壁・床, トイレ, 教室内床, ロッカー・掃除用具入れ, 照明器具の改修, 多目的トイレ新設, 無線LAN設置
      - ・その他附帯工事
    - イ 給食室改造 (RC造 1階 125㎡)
      - 天井・壁・床塗装改修
      - 調理器具・トイレ・照明器具の改修
  - (2) 体育館改造 (S造 (一部RC造) 2階 904㎡)
    - ・外部改修 屋根改修, 外壁塗装改修, スロープ新設
    - ・内部改修 アリーナ・ステージ床, トイレ, 照明器具, バasketゴール, 建具, 強化ガラスの改修
    - ・その他附帯工事
- 4 工事期間 自 議会議決の翌日  
至 平成29年2月28日
- 5 契約代金の支払方法 前払金 公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社と前払金保証契約を締結した場合は, 請負代金の支払限度額の40%以内の額とする。  
部分払 出来高の90%以内の額で2回以内とする。  
竣工払 残金を工事竣工引渡し後, 請求日より40日以内に支払う。
- 6 契約保証金 契約金額の10分の1以上の額 (公共工事履行保証証券も可)

7 入札参加業者（5業者）

染谷・大竹特定建設工事共同企業体

岡部・菊地植木特定建設工事共同企業体

成島・中央特定建設工事共同企業体

小川・コウキ特定建設工事共同企業体

赤塚・平沢特定建設工事共同企業体

## 入札調書

(単位：円)

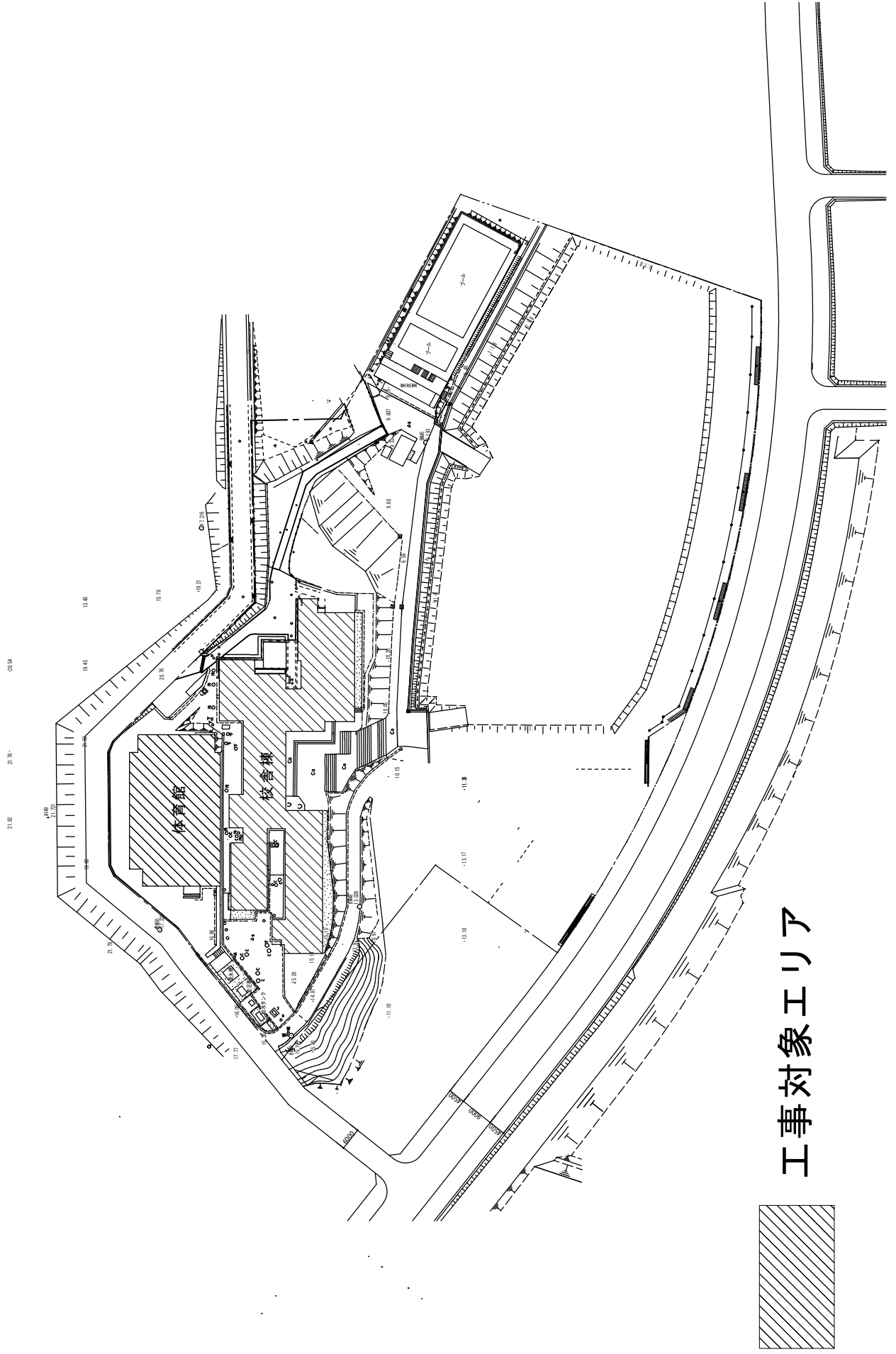
件名	取手市立高井小学校校舎・ 体育館大規模改造工事	契約方法	一般競争入札（電子入札）
履行場所	取手市ゆめみ野三丁目22 番地1	入札日	平成28年5月24日
予定価格	¥351,129,600-	入札書 比較価格	¥325,120,000-
入札者		第1回入札	
染谷・大竹特定建設工事共同企業体		辞退	
岡部・菊地植木特定建設工事共同企業体		辞退	
成島・中央特定建設工事共同企業体		288,000,000	
小川・コウキ特定建設工事共同企業体		315,000,000	
赤塚・平沢特定建設工事共同企業体		323,100,000	

上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。

落札業者 成島・中央特定建設工事共同企業体  
 契約金額 金311,040,000円  
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の税額  
 金23,040,000円



# 取手市立高井小学校校舎・体育館大規模改造工事



議案第43号

藤代公民館耐震補強・大規模改造工事請負契約の締結について

藤代公民館耐震補強・大規模改造工事につき、次のとおり仮工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の対象  | 藤代公民館耐震補強・大規模改造工事   |
| 2 契約金額   | 金338,040,000円   |
| 3 契約の相手方 | 赤塚・常陽特定建設工事共同企業体<br><br>代表構成員 取手市白山六丁目12番14号<br>赤塚工業株式会社<br>代表取締役 赤塚 康伸<br><br>構成員 取手市藤代357番地8<br>常陽建設株式会社<br>代表取締役 飯田 憲一 |
| 4 契約方法   | 一般競争入札  |

平成28年6月9日提出

取手市長 藤井信吾

## 契約についての説明資料

- 1 工事名称 藤代公民館耐震補強・大規模改造工事
- 2 工事場所 取手市藤代491番地
- 3 工事概要 昭和55年に建築され、老朽化が著しい藤代公民館について、利用者にとって安全で安心な環境の整備及び利便性の向上を図るため、耐震補強工事及びエレベーターの設置を含めた大規模改造工事を行うものです。
  - (1) 耐震補強工事
    - ・鉄骨ブレース設置（1箇所）
    - ・鉄筋コンクリート壁増設（1箇所）
    - ・鉄筋コンクリート壁開口閉塞（1箇所）
    - ・耐震スリット（6箇所）
    - ・コンクリートブロック壁撤去，壁新設
    - ・屋根水平ブレース交換（講堂屋根）
    - ・高架水槽撤去
  - (2) 老朽部改修工事
    - ・外部 屋根防水改修，外壁改修
    - ・内部 床・壁・天井改修，トイレ全面改修，自動ドア設置（玄関）
  - (3) エレベーター設置工事（11人乗り）
  - (4) エレベーター設置附随工事
  - (5) 非構造落下対策工事（講堂天井）
  - (6) 機械設備工事
    - ・給水設備改修，屋内消火栓改修
- 4 工事期間 自 議会議決の翌日  
至 平成29年2月28日
- 5 契約代金の 前払金 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年  
支払方法 法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社  
と前払金保証契約を締結した場合は，請負代金の支払限  
度額の40%以内の額とする。  
部分払 出来高の90%以内の額で2回以内とする。  
竣工払 残金を工事竣工引渡し後，請求日より40日以内に支  
払う。

6 契約保証金 契約金額の10分の1以上の額（公共工事履行保証証券も可）

7 入札参加業者（5業者）

染谷・大竹特定建設工事共同企業体

小川・コウキ特定建設工事共同企業体

岡部・菊地植木特定建設工事共同企業体

赤塚・常陽特定建設工事共同企業体

成島・中央特定建設工事共同企業体

## 入 札 調 書

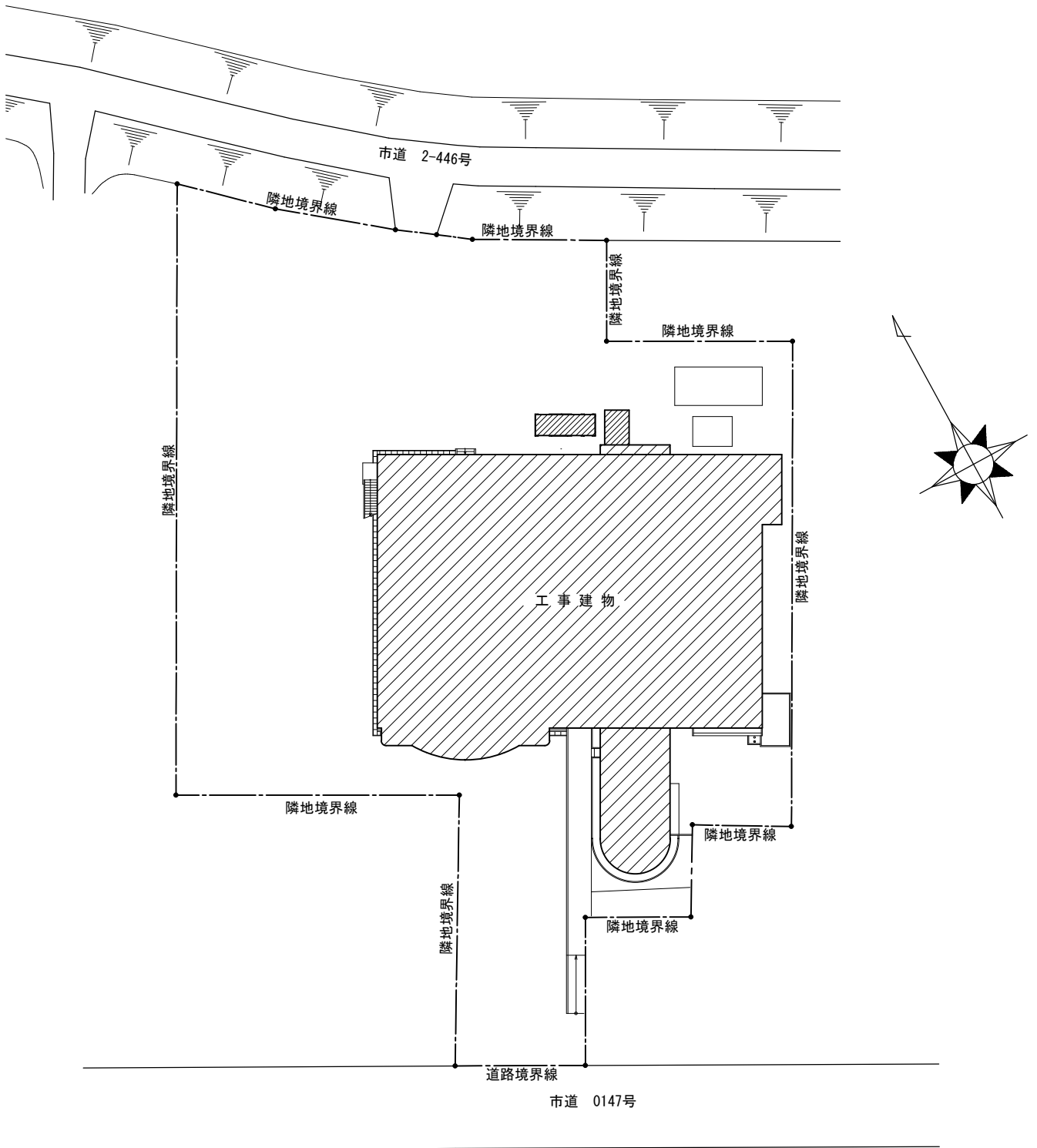
(単位：円)

件 名	藤代公民館耐震補強・大規模改造工事	契約方法	一般競争入札（電子入札）
履行場所	取手市藤代491番地	入札日	平成28年5月24日
予定価格	¥341,604,000-	入札書比較価格	¥316,300,000-
入札者		第1回入札	
染谷・大竹特定建設工事共同企業体		辞退	
小川・コウキ特定建設工事共同企業体		辞退	
岡部・菊地植木特定建設工事共同企業体		辞退	
赤塚・常陽特定建設工事共同企業体		313,000,000	
成島・中央特定建設工事共同企業体		314,200,000	

上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。

落札業者 赤塚・常陽特定建設工事共同企業体  
 契約金額 金338,040,000円  
           うち取引に係る消費税及び地方消費税の税額  
           金25,040,000円

# 藤代公民館耐震補強・大規模改造工事



配置図

## 議案第44号

### 取手市立学校給食センター熱風消毒保管庫購入契約の締結について

熱風消毒保管庫の購入につき、次のとおり物品購入仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の対象 熱風消毒保管庫の購入
- 2 契約金額 金32,184,000円
- 3 契約の相手方 茨城県取手市小堀3994番地  
有限会社利根川製作所  
代表取締役 今井 亨
- 4 契約方法 指名競争入札

平成28年6月9日提出

取手市長 藤 井 信 吾

## 契約についての説明資料

1 品 名 熱風消毒保管庫

2 納入場所 取手市立学校給食センター 取手市宮和田1950番地

3 購入理由

現在使用している熱風消毒保管庫は、給食センター設立当初から30年以上使用しており、経年劣化により故障が多く見られる状況となっています。

学校給食の適切な衛生管理を図り、安全で安心な学校給食を提供するため、学校給食衛生管理基準に規定されている衛生管理上の重要な設備である熱風消毒保管庫9台を更新するものです。

4 設備概要

洗浄した食器類に熱風で乾燥及び消毒（原則として85度から90度に上昇後、30分間以上）を行い、保管する設備です。

（更新9台の内訳）

- ・ 80カゴ 4台
- ・ 60カゴ 1台
- ・ 40カゴ 3台
- ・ 調理器具及び40カゴ 1台

5 納入期限 平成28年8月23日

6 契約代金の  
支払方法 検収合格後、支払請求書を受理した日から30日以内に  
支払う。

7 入札参加業者（5業者）

ホシザキ北関東株式会社  
有限会社利根川製作所  
戸田産業株式会社

タニコー株式会社  
株式会社マルゼン



## 入札調書

(単位：円)

件名	取手市立学校給食センター 熱風消毒保管庫購入	契約方法	指名競争入札（地方自治法施行 令第167条）	
履行場所	取手市宮和田1950番地	入札日	平成28年5月16日	
予定価格	¥32,875,200-	入札書 比較価格	¥30,440,000-	
入札者		第1回入札		
ホシザキ北関東株式会社		30,100,000		
有限会社利根川製作所		29,800,000		
戸田産業株式会社		30,300,000		
タニコー株式会社		30,300,000		
株式会社マルゼン		30,150,000		

上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。

請負者氏名 有限会社利根川製作所  
 契約金額 金32,184,000円  
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の税額  
 金2,384,000円

## 議案第 4 5 号

### 市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点 (番地先)	延長 (m)	幅員	最大 (m)
	終点 (番地先)			最小 (m)
1-3471 号線	白山五丁目 1922-1	64.05		10.22
	白山五丁目 1921-10			6.00
1-3472 号線	白山五丁目 1922-1	81.65		10.25
	白山五丁目 1921-11			6.00

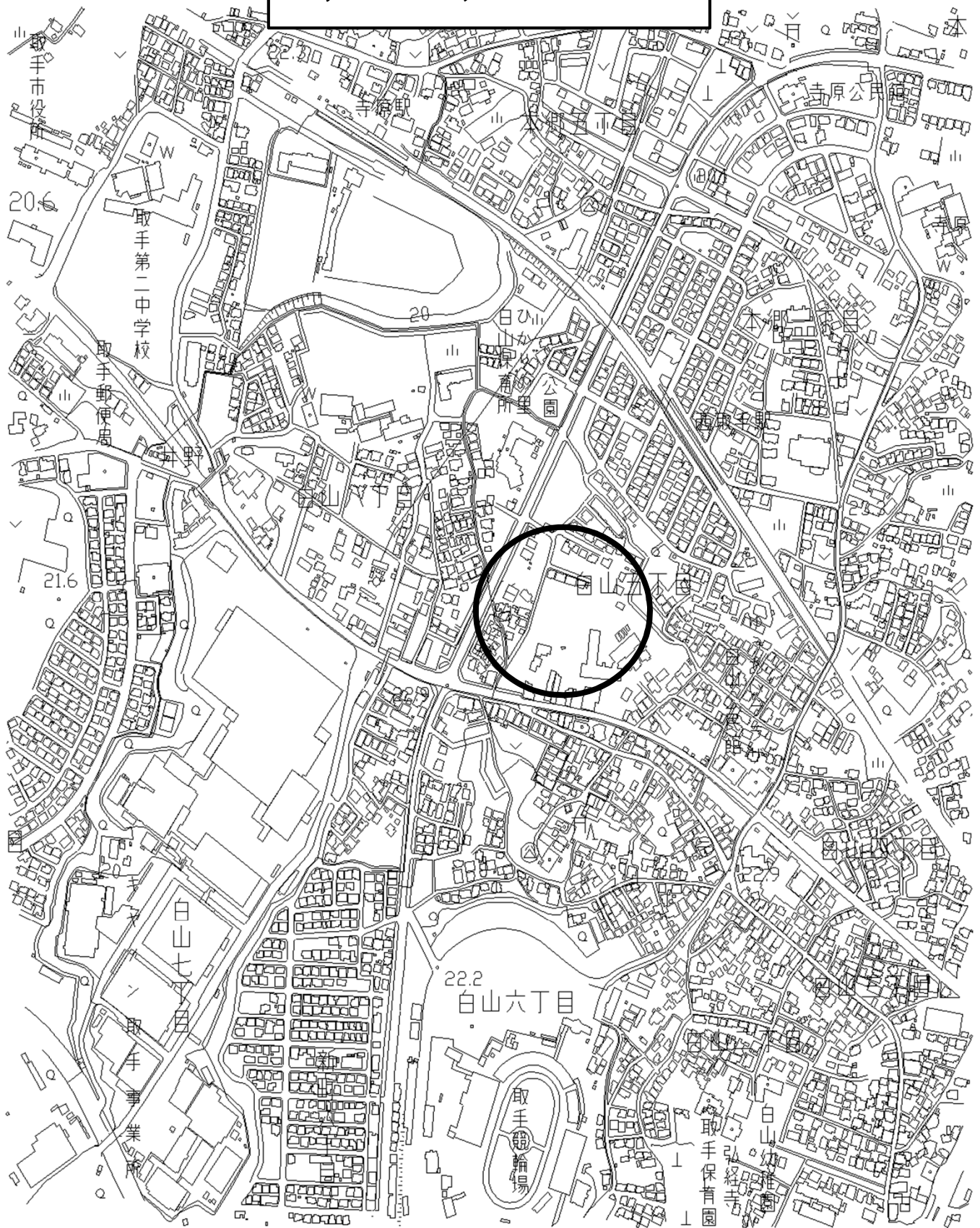
平成 2 8 年 6 月 9 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

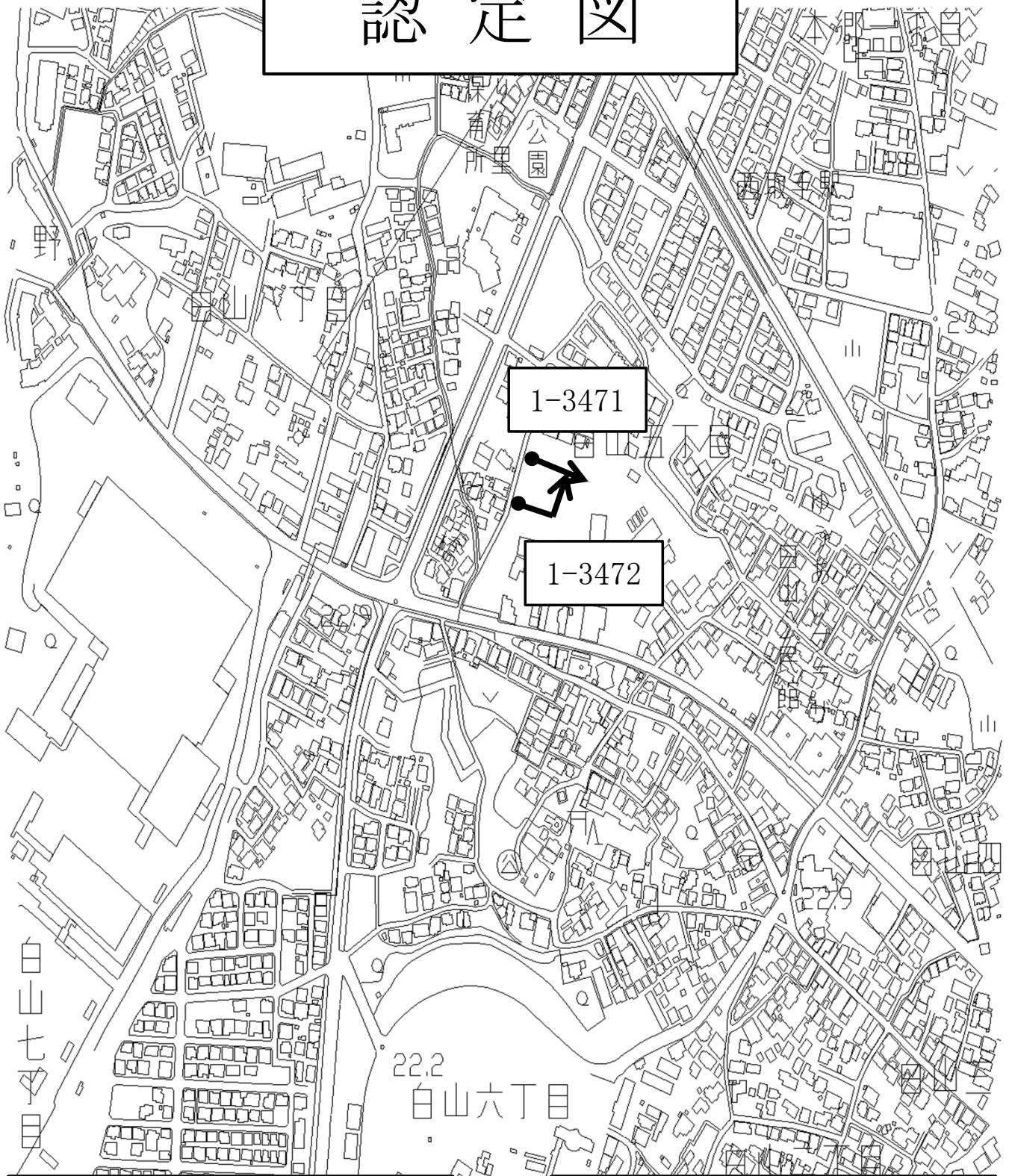
### 提案理由

開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

# 位置図



# 認定図



凡例		
路線番号	延長	幅員
1-3471	64.05m	6.00m~10.22m
起点 ● ・ 終点 →		

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-3472	81.65m	6.00m~10.25m
起点 ● ・ 終点 →		

議案第46号

平成28年度取手市一般会計補正予算（第1号）

平成28年度取手市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93,834千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,643,834千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月9日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	款	項	補正前の額	補正額	計
14 国 庫 支 出 金			4,292,267	28,142	4,320,409
	2 国 庫 補 助 金		584,920	28,142	613,062
15 県 支 出 金			1,987,916	1,781	1,989,697
	2 県 補 助 金		485,290	1,781	487,071
16 財 産 収 入			44,812	8,629	53,441
	1 財 産 運 用 収 入		39,810	127	39,937
	2 財 産 売 払 収 入		5,002	8,502	13,504
18 繰 入 金			1,279,128	50,282	1,329,410
	2 基 金 繰 入 金		1,274,028	50,282	1,324,310
20 諸 収 入			1,144,193	5,000	1,149,193
	6 雑 入		649,063	5,000	654,063
歳 入 合 計			36,550,000	93,834	36,643,834

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,010,851	72,797	5,083,648
	1 総務管理費	4,179,014	12,138	4,191,152
	2 徴税費	447,852	35,000	482,852
	3 戸籍住民基本台帳費	260,917	25,659	286,576
3 民生費		13,251,433	3,383	13,254,816
	1 社会福祉費	6,234,734	2,565	6,237,299
	2 児童福祉費	5,333,798	618	5,334,416
	4 災害救助費	201	200	401
4 衛生費		1,638,296	839	1,639,135
	1 保健衛生費	1,005,261	839	1,006,100
9 教育費		4,910,413	16,815	4,927,228
	1 教育総務費	601,164	1,811	602,975
	5 社会教育費	1,541,914	15,004	1,556,918
歳出合計		36,550,000	93,834	36,643,834

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	4,292,267	28,142	4,320,409
15 県支出金	1,987,916	1,781	1,989,697
16 財産収入	44,812	8,629	53,441
18 繰入金	1,279,128	50,282	1,329,410
20 諸収入	1,144,193	5,000	1,149,193
歳入合計	36,550,000	93,834	36,643,834

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	5,010,851	72,797	5,083,648	25,659			47,138
3 民生費	13,251,433	3,383	13,254,816	93		2,300	990
4 衛生費	1,638,296	839	1,639,135	416			423
9 教育費	4,910,413	16,815	4,927,228	3,755		11,700	1,360
歳出合計	36,550,000	93,834	36,643,834	29,923		14,000	49,911



議案第47号

平成28年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ972千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,298,166千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月9日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		2,703,248	972	2,704,220
	2 国 庫 補 助 金	464,262	972	465,234
歳 入 合 計		14,297,194	972	14,298,166



歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		242,213	972	243,185
	1 総 務 管 理 費	181,847	972	182,819
歳 出 合 計		14,297,194	972	14,298,166

議案第48号

平成28年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,385,682千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月9日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		25,000	33,600	58,600
	1 繰越金	25,000	33,600	58,600
歳入合計		7,352,082	33,600	7,385,682

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		7,021	33,600	40,621
	1 償還金及び還付加算金	2,021	33,600	35,621
歳出合計		7,352,082	33,600	7,385,682

承認第3号

取手市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月9日提出

取手市長 藤井信吾

専決処分第1号

専 決 処 分 書

取手市税条例等の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

取手市長 藤井信吾

取手市税条例等の一部を改正する条例

(取手市税条例の一部改正)

第1条 取手市税条例(昭和39年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 市長は、<u>広範囲</u>にわたる災害その他やむを得ない理由により、<u>法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)</u><u>又は納付若しくは納入(以下この条において「申告等」という。)</u>に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2 <u>若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)</u>について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び<u>第2号</u>に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 市長は<u>広範囲</u>にわたる災害その他やむを得ない理由により、<u>法またはこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)</u><u>または納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)</u>に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2 <u>又は第12号の固定資産</u>について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び<u>第2号</u>、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をい</p>

項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこと

う。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場



となった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2及び3 (略)

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

5及び6 (略)

7 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8及び9 (略)

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2及び3 (略)

4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

5及び6 (略)

7及び8 (略)

15から17まで (略)

18 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

19 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2から8まで (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) (略)

10 (略)

9から11まで (略)

12 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2から8まで (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用

(6) (略)

10 (略)

(取手市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 取手市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則 (市たばこ税に関する経過措置) 第5条 (略)	付 則 (市たばこ税に関する経過措置) 第5条 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第 98 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 98 条第 1 項	<u>施行規則第 34 号の 2 様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 27 年総務省令第 38 号)による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成 27 年改正前の地方税法施行規則」という。)第 48 号の 5 様式
第 98 条第 2 項	<u>施行規則第 34 号の 2 の 2 様式</u>	(略)
第 98 条第 3 項	<u>施行規則第 34 号の 2 の 6 様式</u>	(略)
第 98 条第 4 項	<u>施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式</u>	(略)

4 から 6 まで (略)

7 第 4 項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第 98 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 98 条第 1 項	<u>第 34 号の 2 様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 27 年総務省令第 38 号) <u>第 1 条の規定</u> による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成 27 年改正前の地方税法施行規則」という。)第 48 号の 5 様式
第 98 条第 2 項	<u>第 34 号の 2 の 2 様式</u>	(略)
第 98 条第 3 項	<u>第 34 号の 2 の 6 様式</u>	(略)
第 98 条第 4 項	<u>第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式</u>	(略)

4 から 6 まで (略)

7 第 4 項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条の部から第 98 条第 5 項の部まで	(略)	(略)
<u>第 100 条の 2 第 1 項</u>	(略)	(略)
第 101 条第 2 項	(略)	(略)

8 及び 9 (略)

10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項の部及び第 6 項の部	(略)	(略)
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	(略)
	同項から前項まで	<u>同項、第 5 項及び前項</u>
第 7 項の表第 19 条の項の部から第 7 項の表第 98 条第 5 項の項の部まで	(略)	(略)
第 7 項の表第 <u>100 条の 2 第 1 項</u> の項	(略)	(略)
第 7 項の表第 101 条第 2 項の項の部及び第 8 項の部	(略)	(略)

11 (略)

12 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条の部から第 98 条第 5 項の部まで	(略)	(略)
<u>第 100 条の 2</u>	(略)	(略)
第 101 条第 2 項	(略)	(略)

8 及び 9 (略)

10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項の部及び第 6 項の部	(略)	(略)
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	(略)
	同項から前項まで	<u>第 5 項、前項及び第 9 項</u>
第 7 項の表第 19 条の項の部から第 7 項の表第 98 条第 5 項の項の部まで	(略)	(略)
第 7 項の表第 <u>100 条の 2</u> の項	(略)	(略)
第 7 項の表第 101 条第 2 項の項の部及び第 8 項の部	(略)	(略)

11 (略)

12 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項の部及び第6項の部	(略)	(略)
第7項の表以外の部分	第4項の	(略)
	同項から前項まで	<u>同項, 第5項及び前項</u>
第7項の表第19条の項の部から第7項の表第98条第5項の項の部まで	(略)	(略)
第7項の表 <u>第100条の2第1項</u> の項	(略)	(略)
第7項の表第101条第2項の項の部及び第8項の部	(略)	(略)

13 (略)

14 第5項から第8項までの規定は, 前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において, 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項の部及び第6項の部	(略)	(略)
第7項の表以外の部分	第4項の	(略)
	同項から前項まで	<u>同項, 第5項及び前項</u>
第7項の表第19条の項の部から第7項の表第98条第5項の項の部まで	(略)	(略)
第7項の表 <u>第100条の2第1項</u> の項	(略)	(略)

第5項の部及び第6項の部	(略)	(略)
第7項の表以外の部分	第4項の	(略)
	同項から前項まで	<u>第5項, 前項及び第11項</u>
第7項の表第19条の項の部から第7項の表第98条第5項の項の部まで	(略)	(略)
第7項の表 <u>第100条の2</u> の項	(略)	(略)
第7項の表第101条第2項の項の部及び第8項の部	(略)	(略)

13 (略)

14 第5項から第8項までの規定は, 前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において, 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項の部及び第6項の部	(略)	(略)
第7項の表以外の部分	第4項の	(略)
	同項から前項まで	<u>第5項, 前項及び第13項</u>
第7項の表第19条の項の部から第7項の表第98条第5項の項の部まで	(略)	(略)
第7項の表 <u>第100条の2</u> の項	(略)	(略)

第 7 項の表第 101 条第 2 項の 項の部及び第 8 項の部	(略)	(略)	第 7 項の表第 101 条第 2 項の 項の部及び第 8 項の部	(略)	(略)
--	-----	-----	--	-----	-----

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の取手市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 27 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第 10 条の 2 第 7 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）附則第 15 条第 29 項に規定する償却資産に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例付則第 10 条の 2 第 10 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例付則第 10 条の 2 第 11 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例付則第 10 条の 2 第 12 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例付則第 10 条の 2 第 13 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例付則第 10 条の 2 第 14 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 2 号ハに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新条例付則第 10 条の 2 第 18 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 42 項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 9 新条例付則第10条の3第9項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

承認第4号

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月9日提出

取手市長 藤井信吾



専決処分第2号

専 決 処 分 書

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

取手市長 藤井信吾

## 取手市都市計画税条例の一部を改正する条例

取手市都市計画税条例（昭和48年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、<u>第22項から第24項まで</u>、第26項、第28項<u>から第31項まで</u>、<u>第33項又は第34項</u>の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1から3まで (略)</p> <p><u>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</u></p> <p><u>4 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。</u></p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>5</u> 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、<u>第23項、第24項</u>、第26項、第28項<u>又は第30項から第33項までの</u>規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>4</u> 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の</p>

都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 付則第5項の規定の適用を受ける宅地

都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 付則第4項の規定の適用を受ける宅地

等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、付則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に

等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、付則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に

係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。  
(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

10 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 (略)

11 (略)

係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。  
(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

9 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 (略)

10 (略)

12 市街化区域農地に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例付則第 13 条の 2 の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化

11 市街化区域農地に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例付則第 13 条の 2 の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化

区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

14 (略)

15 付則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、付則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、付則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

16 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

13 (略)

14 付則第4項及び第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第4項及び第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第5項、第7項及び第8項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第7項から第9項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、付則第9項の「農地」とは法附則第17条第1号に、付則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第10項から第12項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

15 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第30項から第33項まで」とあるのは「若しくは第30項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市都市計画税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第4項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。



承認第5号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について，地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により報告し，承認を求める。

平成28年6月9日提出

取手市長 藤井信吾

専決処分第3号

専 決 処 分 書

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

取手市長 藤井信吾

## 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>54万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>54万円</u> とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>19万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u> とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>54万円</u> を超える場合には、<u>54万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>52万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>52万円</u> とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>17万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u> とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>52万円</u> を超える場合には、<u>52万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額</p>

を減額して得た額(当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 26 万 5 千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 48 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 26 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 47 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の取手市国民健康保険税条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 27 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

同意案第18号

取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について

取手市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、  
地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏名	齊藤茂雄
生年月日	昭和17年2月17日
住所	取手市小文間3884番地1

平成28年6月9日提出

取手市長 藤井信吾

## 経 歴 書 ( 抜 粋 )

氏 名 齊 藤 茂 雄 (さいとう しげお)  
生年月日 昭和17年2月17日 (74歳)  
住 所 取手市小文間3884番地1

### 学 歴

昭和35年 3月 茨城県立取手第一高等学校卒業

### 職 歴

昭和38年 2月 取手町役場入庁  
平成 8年 4月 教育部長  
平成 9年 4月 企画財政部長  
平成10年 4月 財政部長  
平成12年 3月 取手市役所退職  
平成12年 4月 取手市収入役選任  
平成16年 3月 取手市収入役退任

### その他の経歴

平成19年 6月 取手市固定資産評価審査委員会委員 現在に至る

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、小沼 登美子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏名	小沼 登美子
生年月日	昭和20年3月16日
住所	取手市下萱場1341番地2

平成28年6月9日提出

取手市長 藤井 信吾

## 経 歴 書 ( 抜 粋 )

氏 名 小 沼 登美子 (おぬま とみこ)  
生年月日 昭和20年3月16日 (71歳)  
住 所 取手市下萱場1341番地2

### 学 歴

昭和38年 3月 茨城県立取手第二高等学校普通科卒業  
昭和40年 3月 上野洋裁学院研究科卒院

### 職 歴

平成 4年 6月 農林水産省農業研究センター作物開発部非常勤

### その他の経歴

平成13年 4月 藤代町行政改革推進委員会委員  
平成14年12月 藤代町企業誘致審議会委員  
平成18年 2月 取手市行政改革推進委員会委員  
平成19年10月 人権擁護委員 現在に至る  
平成21年 1月 取手市国民健康保険運営協議会委員 現在に至る



諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、香取 序子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏名	香取 序子
生年月日	昭和22年1月10日
住所	取手市台宿二丁目18番11号

平成28年6月9日提出

取手市長 藤井 信吾

## 経 歴 書 ( 抜 粋 )

氏 名 香 取 序 子 (かとり のぶこ)  
生年月日 昭和22年1月10日 (69歳)  
住 所 取手市台宿二丁目18番11号

### 学 歴

昭和42年 3月 東京家政大学短期大学部保育科卒業

### 職 歴

昭和42年 4月 学校法人道灌山幼稚園勤務  
昭和44年 4月 学校法人取手幼稚園勤務  
昭和57年 7月 財団法人簡易保険加入者協会取手出張所 所長

### その他の経歴

平成19年12月 主任児童委員 現在に至る  
平成22年10月 人権擁護委員 現在に至る

諮問第4号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、須賀 笙子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏名	須賀 笙子
生年月日	昭和22年5月24日
住所	取手市白山一丁目2番17号

平成28年6月9日提出

取手市長 藤井 信吾

## 経 歴 書 ( 抜 粋 )

氏 名 須 賀 笙 子 ( すが しょうこ )  
生年月日 昭和 2 2 年 5 月 2 4 日 ( 6 9 歳 )  
住 所 取手市白山一丁目 2 番 1 7 号

### 学 歴

昭和 4 5 年 3 月 二松学舎大学国文学部卒業

### 職 歴

昭和 4 5 年 3 月 参議院議員秘書  
昭和 4 6 年 8 月 フジタ工業株式会社勤務

### その他の経歴

昭和 6 1 年 1 2 月 取手市民生委員児童委員 現在に至る  
平成 1 9 年 8 月 取手市社会福祉協議会評議員 現在に至る  
平成 1 9 年 1 1 月 取手市社会福祉事業団評議員 現在に至る  
平成 2 2 年 1 0 月 人権擁護委員 現在に至る

諮問第5号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、松浦 勉氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏 名	松 浦 勉
生年月日	昭和26年1月12日
住 所	取手市本郷一丁目27番19号

平成28年6月9日提出

取手市長 藤 井 信 吾

## 経 歴 書 ( 抜 粋 )

氏 名 松 浦 勉 (まつうら つとむ)  
生年月日 昭和26年1月12日 (65歳)  
住 所 取手市本郷一丁目27番19号

### 学 歴

昭和48年 3月 東京都立大学経済学部 卒業

### 職 歴

昭和48年 4月 東京都教育委員会勤務  
昭和52年 4月 板橋区役所勤務  
昭和63年 4月 荒川区役所勤務 (心身障害者福祉センター所長)  
平成 2年 4月 板橋区役所勤務  
(区史編さん室長, 教育委員会庶務課長, 選挙管理委員会事務局長, 教育委員会次長, 福祉部長を歴任)  
平成23年 4月 板橋区役所再任用勤務 (板橋区公文書館副館長)

### その他の経歴

平成14年 4月 大東文化大学大学院非常勤講師  
平成18年 4月 板橋区社会福祉協議会理事  
平成23年 9月 取手市民生委員児童委員 現在に至る  
平成24年10月 群馬医療福祉大学大学院非常勤講師

諮問第6号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、色川 昇氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏 名	色 川 昇
生年月日	昭和27年12月14日
住 所	取手市櫛木938番地

平成28年6月9日提出

取手市長 藤 井 信 吾

## 経 歴 書 ( 抜 粋 )

氏 名 色 川 昇 (いろかわ のぼる)  
生年月日 昭和27年12月14日 (63歳)  
住 所 取手市櫛木938番地

### 学 歴

昭和52年 3月 日本大学文理学部 卒業

### 職 歴

昭和52年 4月 取手市立寺原小学校 講師  
昭和53年 4月 谷和原村立小絹小学校 教諭  
昭和56年 4月 取手市立取手第一中学校 教諭  
平成 3年 4月 取手市教育委員会派遣 社会教育主事  
平成 6年 4月 取手市立取手小学校 教諭  
平成 9年 4月 利根町立太子堂小学校 教頭  
平成12年 4月 利根町立文小学校 教頭  
平成14年 4月 守谷市立守谷小学校 教頭  
平成16年 4月 茨城県教育庁総務課・県南生涯学習センター次長  
平成18年 4月 取手市立高井小学校 校長  
平成21年 4月 取手市立戸頭東小学校 校長  
平成23年 4月 取手市立藤代中学校 校長  
平成25年 3月 取手市立藤代中学校 退職

### その他の経歴

平成25年 4月 取手市教育委員会社会教育指導員